

三木市地域クラブ活動  
指 導 者 ・ 支 援 者  
人 材 バ ン ク 登 録 者  
募 集 要 項

令 和 7 年 6 月  
三 木 市 教 育 委 員 会  
教 育 総 務 部 文 化 ・ ス ポ ー ツ 課

## 1 目的

三木市の地域クラブ活動における指導の担い手の確保を図るため、スポーツや文化芸術活動の実技に精通し、安全な指導ができる人材及び地域クラブ活動の運営を支援する人材（以下「指導者・支援者」という。）を登録する「三木市地域クラブ活動指導者人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を設置し、その登録者を募集します。

## 2 人材バンクの概要

地域クラブでは指導者・支援者の確保が大きな課題となっているため、人材バンクの登録者と地域クラブや地域クラブの認定をめざす団体等とのマッチングを行います。

登録者には指導や支援できる種目・活動や指導可能時間などを登録いただき、地域クラブ等へ情報提供します。

## 3 登録要件

次に掲げる全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 登録を申請する年度の4月1日において18歳以上であること（ただし、中等教育学校、高等学校又は高等専門学校第1学年から第3学年までに在学していないこと。）
- (2) スポーツや文化芸術活動への関心や指導意欲を有し、市内の地域クラブでの指導等が可能であること
- (3) 過去の指導等において、体罰、ハラスメント等、指導者として不適格と認められる事由のないこと
- (4) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条に該当しないこと（※注）

## 4 指導者・支援者の業務内容

指導者・支援者の業務は所属する地域クラブとの間で決められますが、主に次のような業務を行うことが想定されます。

- ・ 活動の技術指導
- ・ 練習方法の助言やアドバイス
- ・ 大会・練習試合等への引率及び指導
- ・ 用具・施設の点検・管理
- ・ 保護者等への連絡

- ・ 事故が発生した場合の現場対応
- ・ 研修会等への参加

## 5 指導者・支援者への報酬

指導者・支援者への報酬の支給は、各地域クラブにおいて定めます。

## 6 登録期間

5年間（登録をした日が属する年度から起算して5年を経過した年度の3月31日まで）。

## 7 登録申請方法

市ホームページの「電子申請サービス」から登録してください。

インターネットが使えないなどの場合は、「I O 申請・問合せ先」まで連絡いただければ、申請書類を郵送します。

## 8 申請後の流れ

登録を申請



教育委員会で審査



指導者・支援者として登録



ホームページに登録番号、性別、年齢、指導等条件、指導等種目・活動、所有資格を公表



地域クラブ等から教育委員会に登録者への協議の申出



当該登録者に教育委員会から協議の受諾の確認



受諾の場合は双方に連絡先を伝達



協議し成立した場合、指導者・支援者として活動

## 9 申請期間

令和 7 年 8 月 1 日（金）以降、随時受け付けます。

## 1 0 その他

- (1) 提出された申請書類は、返却しません。
- (2) 申請により取得した個人情報、人材バンクに係る事務のみに使用します。
- (3) 次に掲げる場合は、登録を取り消すことがあります。
  - ア 登録者から登録の取消届の提出があった場合
  - イ おおむね 1 年間にわたり登録者と連絡が取れない場合
  - ウ そのほか、教育委員会が登録者として不適格と認めた場合
- (4) 登録は、指導者・支援者としての活動を保証するものではありません。

## 1 1 申請・問合せ先

〒673-0492 三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市教育委員会 教育総務部 文化・スポーツ課

電話：0794-82-2000（代）（内線 3553）

FAX：0794-83-3699

メール：bunka@city.miki.lg.jp

※窓口受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時（土日祝日を除く。）

（※注）

【地方公務員法第 16 条】

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成

立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【学校教育法第9条】

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
- 3 教育職員免許法第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者